

競争参加資格登録

1. 競争参加資格

競争参加することのできる者（以下「見積者」という。）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記に示す「競争参加資格確認申請書（様式1）」を提出した競争参加希望者のうち、当社が競争参加資格があると認めた者であること。

なお、審査基準日（下記に示す「競争参加資格確認申請書（様式1）」の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降、落札決定までの間において該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

- (1) 審査基準日において、株式会社ネクスコ・パトロール関東契約規程実施細則第7条（《参考》を参照）の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域3（関東支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていないこと（取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。

《参考》 株式会社ネクスコ・パトロール関東契約規程実施細則

（競争参加不適格者）

第7条 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、特別の理由がある場合を除くほか、競争への参加を認めてはならない。

一 民法に規定する制限行為能力者である個人（個人とは自然人をいう。以下本条において同じ。）

二 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした法人

2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実が明らかになった日から2年間、競争への参加を認めないことができる。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした個人又は法人（当該行為をした法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。以下、本項において同じ。）

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した個人又は法人

三 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた個人又は法人

四 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた個人又は法人

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった個人又は法人

六 会社に提出した書類に虚偽の記載をした個人又は法人

七 その他会社に著しい損害を与えた個人又は法人

八 前各号の一に該当する個人又は法人を、その該当する事実のあった日から2年以内

に、会社との契約において使用した個人又は法人

- 3 契約責任者は、次の各号の一に該当する者については、その間において、競争への参加を認めないことができる。
 - 一 会社と重大な利害の対立があり、かつその態様からみて契約の相手方として不適当であると認められる個人又は法人
 - 二 前号又は前項各号の一に該当する個人又は法人を、会社との契約において使用しようとする個人又は法人（当該行為をしようとする法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
- 4 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者については、その間において、競争への参加を認めてはならない。
 - 一 破産法に基づき破産手続開始の申立てをした個人で、復権を得ない者
 - 二 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした個人又は法人で、再生手続開始の決定を得ない者
 - 三 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てをした法人で、更正手続開始の決定を得ない者
 - 四 経営状態が著しく不健全であると認められる個人又は法人
 - 五 市場競争を実質的に制限する行為があると認められる個人又は法人（当該行為があると認められる法人のほか、当該個人に対する使用者責任を負う法人を含む。）
 - 六 警察当局により、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請等の対象とされた法人

2. 競争参加資格確認申請書等の作成

- (1) 見積者は、「競争参加資格確認申請書（様式1）」の内容を確認のうえ、必要事項の記載とともに記名押印すること。
- (2) 見積者は、「競争参加資格確認申請書（様式1）」の添付書類として、「競争参加登録申請書（様式2）」を提出すること。

3. 競争参加資格の確認

契約責任者は、見積者からの「競争参加資格確認申請書（様式1）」に基づき、当該見積者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行う。